

後期高齢者に対する健診・保健指導について（案）

1. 基本的な考え方について

2. 健康診査について

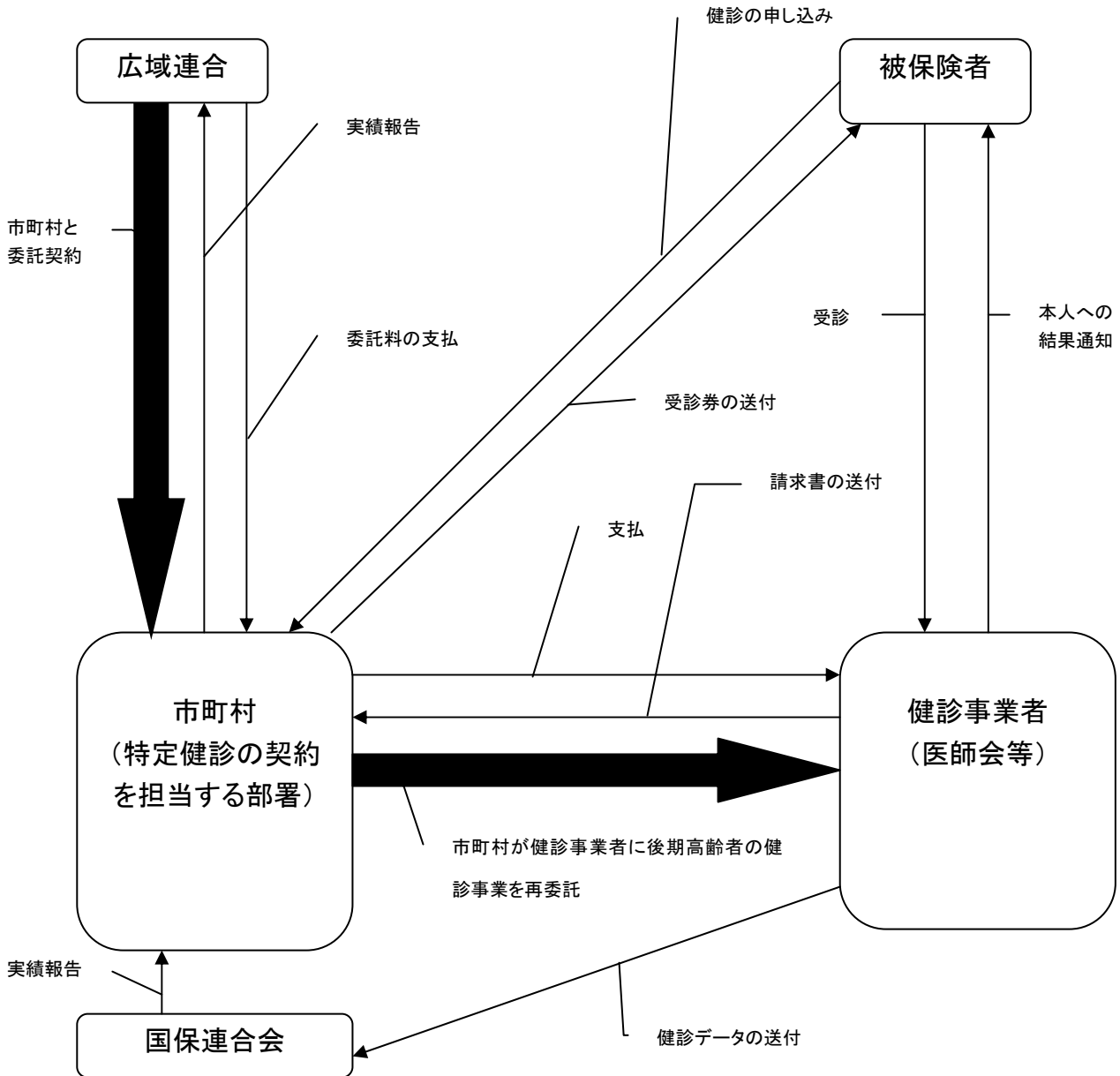
3. 保健指導について

4. 地域支援事業との関係について

後期高齢者の保健事業の実施について(案)

<案1>

○ 健診事業を市町村に全部委託



<受診券の発行、他の健診との調整>

- ①受診券の発行を市町村で行うことにより、健診対象者への受診勧奨等は市町村毎に実施(今までの市町村の実施方法を踏襲可能)
- ②重複受診の防止、事前の人数調整等を行うことができる。
- ③市町村独自事業(上乘せ健診等)や生活機能評価との共同実施を実施することができる。

<支払及び結果の送付について>

- ④特定健診と一体的な事務処理が可能。

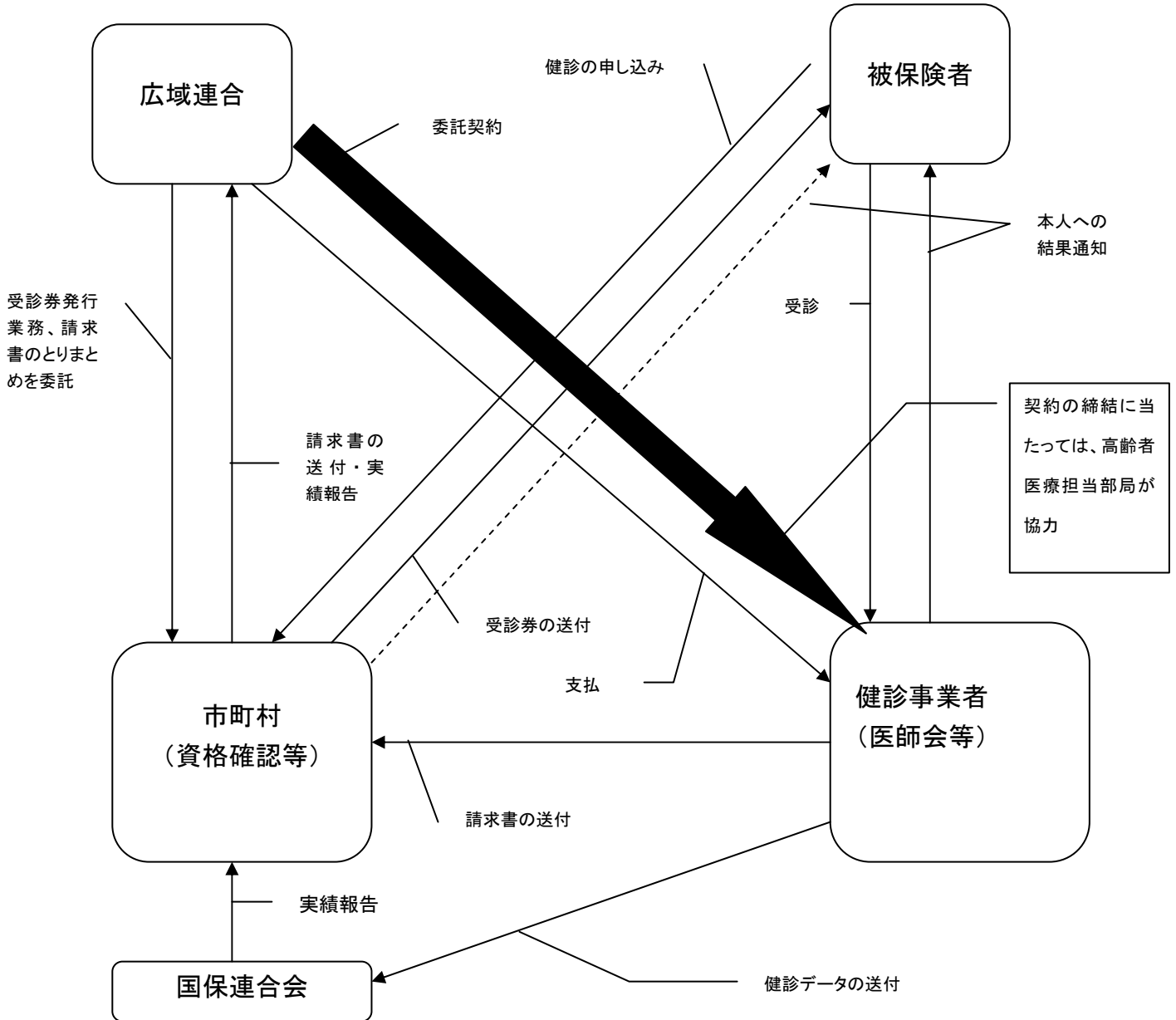
<健診データの利用>

- ⑤市町村が健診データを利用し、健康相談等を行う際には、本人の同意が必要となる。

後期高齢者の保健事業の実施について(案)

<案2>

○ 広域連合が一部事務(受診券交付、請求書の取りまとめ)を市町村に委託する場合



<受診券の発行、他の健診との調整>

①基本的には<案1>①・②と同様である。

<支払及び結果の送付について>

②請求書の取りまとめについては、市町村(又は国保連合会)に委託

③結果の送付は健診事業者(又は市町村)に委託

広域連合で行うのであれば、
人員の確保が必要

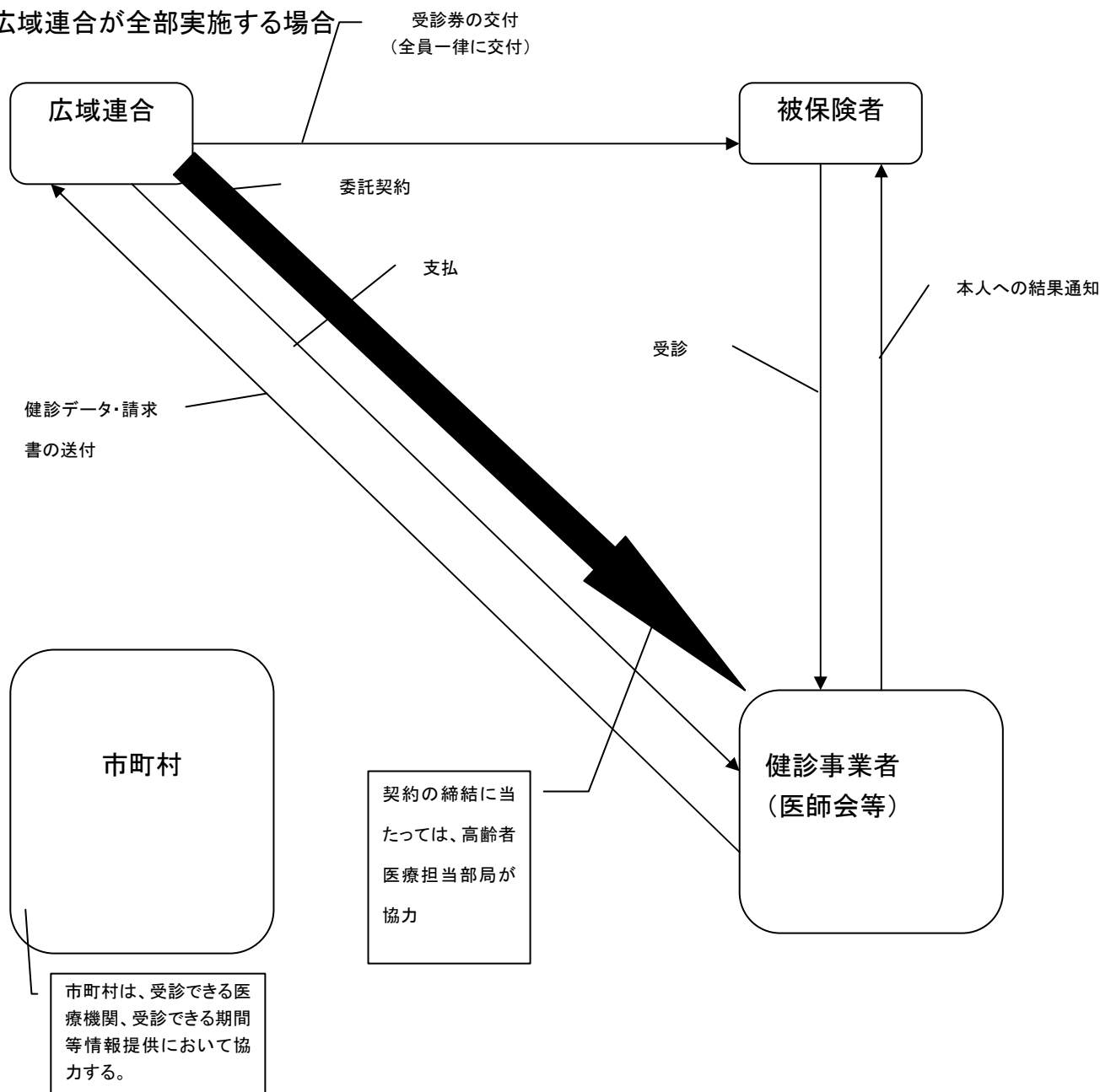
<健診データの利用>

④市町村が健診データを利用し、健康相談等を行う際には、本人の同意が必要となる。

後期高齢者の保健事業の実施について(案)

<参考>

○ 広域連合が全部実施する場合



<受診券の発行、他の健診との調整>

- ・受診券は広域連合が一律に送付(広域連合で申請を受けて個別に送付することは困難)
- ・二重払いの防止は可能であるが、事前の人数把握は困難
- ・事業の周知については、広域連合及び市町村が広報を行う。
- ・生活機能評価との調整は、可能ではあるが市町村担当部局と広域連合との調整が困難

<支払及び結果の送付について>

- ・支払い及び結果の送付については、広域連合で行うのであれば、人員の確保が必要

<健診データの利用>

- ・広域連合がデータを受け取っても市町村が行う健康相談、指導には利用しにくい。